(b)　「短期の商用訪問者」とは、ＡＳＥＡＮ構成国に他の締約国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、ＡＳＥＡＮ構成国の領域に一時的に入国し、又は滞在しようとする自然人であって、その訪問の期間中の報酬及び資金上の支援を当該ＡＳＥＡＮ構成国外から得ており、かつ、次のいずれかの要件を満たすものをいう。

(i)　物品販売者又はサービス提供者の代表者として、当該物品販売者又はサービス提供者のため、物品の販売若しくはサービスの提供について交渉し、又は物品を販売し、若しくはサービスを提供するための契約を締結することを目的とすること。ただし、そのような交渉が一般公衆に対する直接の物品の販売又はサービスの提供を含まない場合に限る。

(ii)　(f)(i)から(iii)までに定義する法人の被用者として、当該ＡＳＥＡＮ構成国の領域内の当該法人のために投資財産又は業務上の拠点を設立することのみを目的とすること。

(iii)　商用の交渉又は会合に参加することを目的とすること。

(iv)　当該ＡＳＥＡＮ構成国の領域において投資財産又は業務上の拠点を設立することを目的とすること。

(c)　日本国にＡＳＥＡＮ構成国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、日本国において認められる短期の商用訪問者の活動であって、附属書九に定める特定の約束の条件に掲げるものを行う自然人をいう。

(c)　「契約に基づくサービス提供者」とは、ＡＳＥＡＮ構成国に他の締約国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、他の締約国の領域において設立された法人（サービスが提供される当該ＡＳＥＡＮ構成国の領域に業務上の拠点を有しないものに限る。）の被用者である自然人であって、次の全ての要件を満たすものをいう。

(i)　当該自然人の雇用者と当該ＡＳＥＡＮ構成国の領域内のサービス消費者との間の契約に基づいてサービスを提供するために当該ＡＳＥＡＮ構成国の領域に一時的に入国すること。

(ii)　(f)(i)から(iii)までに定義する役員、経営者又は専門家のいずれかに該当し、及び当該自然人の雇用者から報酬を得ること。

(iii)　提供するサービスに関連する適当な教育上及び職業上の資格を有しなければならないこと。

(iv)　該当する場合には、附属書九に定める特定の約束の条件に特定する期間にわたって当該法人の被用者であること。

(d)　日本国にＡＳＥＡＮ構成国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、日本国において認められる契約に基づくサービス提供者の活動であって、附属書九に定める特定の約束の条件に掲げるものを行う自然人をいう。

(d)　「許可する締約国」とは、他の締約国の自然人であって、前条の規定の対象となるものから入国及び一時的な滞在に係る申請を受理する締約国をいう。

(e)　「出入国管理に関する文書」とは、ＡＳＥＡＮ構成国については、許可する締約国である当該ＡＳＥＡＮ構成国の法令に基づく査証、許可書、通行証その他の文書又は電子的な許可証であって、他の締約国の自然人に対し、当該ＡＳＥＡＮ構成国の領域に一時的に入国し、若しくはその領域において一時的に滞在し、若しくは就労し、又はその領域において業務上の拠点を設立する権利を付与するものをいう。日本国については、同国の法令に基づいて入国及び一時的な滞在を許可する査証のみをいう。

(f)　「企業内転勤者」とは、ＡＳＥＡＮ構成国に他の締約国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、他の締約国の領域において設立された法人の被用者である自然人であって、当該ＡＳＥＡＮ構成国の領域内の業務上の拠点（代表事務所、支店、子会社又は提携する会社）を通じてサービスを提供するために一時的に転任するもの（附属書九に定める特定の約束の条件に特定する期間にわたって当該法人の被用者であるものに限る。）であり、かつ、次のいずれかに該当するものをいう。

(i)　「役員」とは、組織に属する自然人であって、主として当該組織の経営について指示し、意思決定において幅広い裁量を行使し、及びより上級の役員、取締役会又は事業に係る株主から一般的な監督又は指示のみを受けるものをいう。役員は、当該組織によるサービスの実際の提供に関する業務を直接行わない。

(ii)　「経営者」とは、組織に属する自然人であって、主として当該組織、部門又は部局に対して指示し、かつ、他の監督的、管理的又は専門的立場にある職員に対する監督及び管理の業務を遂行するものをいう。経営者には、監督の対象である被用者が自由職業家である場合を除くほか現場の監督者を含まず、また、主としてサービスの提供に必要な業務を行う被用者を含まない。

(iii)　「専門家」とは、組織に属する自然人であって、設立若しくはサービスの提供に不可欠な高度の水準にある専門的知識を有し、又は当該組織の事業、研究設備、技術若しくは経営に関する専門的な知識を有するものをいう。また、専門家には、許可制の職業に従事する者を含むことができるが、これに限らない。

(g)　日本国にＡＳＥＡＮ構成国の自然人が入国し、及び一時的に滞在することについては、日本国において認められる企業内転勤者の活動であって、附属書九に定める特定の約束の条件に掲げるものを行う自然人をいう。

「入国及び一時的な滞在」又は「入国し、及び一時的に滞在すること」とは、締約国の領域に他の締約国の自然人が永続的に居住する意図を有することなく入国し、及び滞在することをいう。

第五十条の二の四　特定の約束

1　各締約国は、この章の規定（附属書九に定める各区分における条件を含む。）に従って、他の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可する。ただし、当該他の締約国の自然人が、入国及び一時的な滞在について適用される自然人の移動に関する当該各締約国の法令（当該他の締約国の自然人が求める出入国管理に関する文書についての所定の申請手続及び資格要件に関するものを含む。）であって、この章の規定に反しないものに従うことを条件とする。当該他の締約国の自然人には、次の区分に該当する者を含むことができる。

(a)　短期の商用訪問者

(b)　企業内転勤者

(c)　契約に基づくサービス提供者

(d)　投資家

(e)　附属書九に定めるその他の区分

2　締約国は、1の規定に適合しない他の締約国の自然人の入国及び一時的な滞在を拒否することができる。

3　いずれの締約国も、附属書九に別段の定めがある場合を除くほか、自国が他の締約国の自然人に対して発給する査証の総数について制限を課し、又は維持してはならない。

第五十条の二の五　申請の処理

1　各締約国は、出入国管理に関する文書について又は当該出入国管理に関する文書に係る期間の延長についての不備のない申請であって、第五十条の二の二の規定の対象となる他の締約国の自然人である申請者又は当該申請者の雇用者から受理したものの処理を、不当に遅滞することなく行う。